

議案第 1 1 6 号

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例及び安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例

(安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例の一部改正)

第 1 条 安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例（平成 26 年安中市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認  
定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の  
2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 2  
8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正)

第 2 条 安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平  
成 26 年安中市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。